

売買契約書（案）

売出人 泉州南消防組合（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）とは、以下の条項により物品の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、仕様書に基づく確認事項及び物品の引渡条件等を順守し、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買対象物）

第2条 売買対象物は、仕様書のとおり、15mはしご付きポンプ自動車1台（乙は、仕様書及び説明書を確認した上で、本件売買契約を締結するものである）。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 ， 円とする。
（うち消費税額及び地方消費税額 ， 円）

（売買代金の納付）

第4条 乙は、売買代金を、甲の定めた期間内に全額即納しなければならない。

（所有権の移転及び移転の手続）

第5条 売買対象物の所有権は、乙が売買代金を完納したとき乙に移転するものとする。
2 甲は、前項により売買対象物の所有権が移転した後、乙の請求に基づき移転登録に要する書類を作成して乙に渡すものとし、乙は、速やかに移転登録手続を行い、自動車検査証の写しを甲に提出しなければならない。
3 所有権移転登録手続に要する費用は、乙の負担とする。
4 廃車する場合の手続き及び費用は、乙の負担とする。

（売買対象物の引渡し）

第6条 甲は、売買対象物をその所在する場所において現状のまま乙に引渡し、乙は、乙の負担により売買対象物を引き取り、甲に受領書を提出するものとする。

（危険負担・瑕疵担保責任）

第7条 乙は、この契約締結時から売買対象物の所有権移転の時までにおいて、当該売買対象物が乙の責めに帰すことができない事由により滅失又は損傷した場合は、甲に対して売買代金の減額又は免除を請求できるものとする。
2 乙は、甲の一切の瑕疵担保責任を免除し、この契約締結後に、売買対象物に表面上明らかな瑕疵若しくは隠れた瑕疵があることを発見しても、売買代金の減額若しくは免除若しくは損害賠償の請求又は契約解除をすることができないものとする。

3 乙は、車両（はしご及びポンプ等艤装部分含む）を乙の判断で使用した際の事故等について当組合は一切責任を負わない。また事故等に係る一切の損害賠償の請求はできないものとする。

（契約の解除）

第8条 甲は、乙が次の各項に該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

- 1 契約を履行せず契約期限内に履行の見込みがないとき。
- 2 契約解除の申し出があったとき。
- 3 乙がいずれかに該当するとき。
 - （1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下暴力団員）と認められるとき。
 - （2）暴力団対策法第2条第2項に規定する暴力団（以下暴力団）又は暴力団員が実質的に関与していると認められるとき。
 - （3）自己、自社もしくは第三者の利益を図る目的又は、第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認めるとき。
 - （4）暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められるとき。
 - （5）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（原状回復義務）

第9条 乙は、前条の規定により契約が解除されたときは、甲の指定する日までに売買対象物を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が当該売買対象物を原状回復させることが適当でないと認めたときは、原状のまま返還することができるものとする。

（損害賠償）

第10条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

（有益費等の請求権の放棄）

第11条 乙は、第8条の規定により、この契約が解除された場合において、売買対象物に投じた有益費、必要経費またはその他の経費があってもこれを甲に請求することができない。

（返還金）

第12条 甲はこの契約を解除したときは、収納済の代金を乙に返還するものとする。

- 2 前項の返還金には利子を付さない。

(信義則)

第13条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第14条 この契約に関し疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(管轄裁判所)

第15条 この契約に関する訴訟は、泉州南消防組合の所在を管轄する地方裁判所を第1審の裁判所とする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、それぞれに甲及び乙が記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 年 月 日

売払人(甲) 住 所 大阪府泉佐野市りんくう往来北1番地の20
商号又は名称 泉州南消防組合
代 表 者 管理者 水 野 謙 二 印

買受人(乙) 住 所
商号又は名称
代 表 者